

日本共産党の竹田えつ子です こんにちはニュース 議会報告

No.165 2022年1月第4週



くらしのご相談事
いつでもお声かけ
ください。

「なにより、いのち」
ぶれずにつらぬく

オミクロン株による

致します。

市中感染が急拡大して
います。埼玉県を含む
1都3県もまん延防止
等重点地域になりました。
鴻巣市では、1月
17日現在1266人の
感染が報告されていま
す。市内で、学年閉鎖を
した学校もあります。
どうぞ十分気を付けて
お過ごしください。大
変な中で、頑張ってく
ださっている医療関係
者・保健所など多くの
皆さんのご尽力に感謝
す。

コロナ対策

3回目のワクチン接種について

(市から議員への情報提供より)

公民館等で予約支援を行っています。竹田えつ子は、出張予約支援を行っています。

☎090-2553-5215 いつでもお声かけください。

1月13日	令和3年6月1日～6月20日に2回目接種を受けた方へ追加接種の接種券を発送
1月28日	令和3年6月21日～30日に2回目接種を受けた方へ追加接種の接種券を発送
2月1日	高齢者の方の追加接種を順次開始
2月4日	令和3年7月1日～6日に2回目接種を受けた方へ追加接種の接種券を発送
2月10日	令和3年7月7日～13日に2回目接種を受けた方へ追加接種の接種券を発送
2月18日	令和3年7月14日～8月3日に2回目接種を受けた方へ追加接種の接種券を発送
2月25日	令和3年8月4日～10日に2回目接種を受けた方へ追加接種の接種券を発送
3月4日	令和3年8月11日～17日に2回目接種を受けた方へ追加接種の接種券を発送
3月11日	令和3年8月18日～31日に2回目接種を受けた方へ追加接種の接種券を発送

(市のホームページより)

医療従事者等、高齢者施設等の入所者・従事者、通所サービス事業所の利用者・従事者、病院又は有床診療所の入院患者は6か月以上、65歳以上の高齢者は7か月以上(令和4年2月1日以降の接種が対象)※3月以降は、高齢者は6か月、それ以外の方は7か月以上経過した後追加接種を実施できるよう、努めてまいります。

住民税非課税世帯に10万円を給付

問い合わせ ☎048-5437070
(平日9時から17時)

①住民税非課税世帯に案内を発送

原則確認書の返送は不要です

2021年12月10日時点で鴻巣市に住民登録があり、かつ世帯全員の2

021度分の住民税均等割が非課税である世帯。生活保護受給者も含みます。

※一人暮らしの学生等、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

②家計が急変した方は相談・申請しましょう

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて2021年1月から2022年9月末までの間で家計が急変し世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯の方は、申請が必要です。



梅村さえこ

参議院埼玉選挙区(予)候補

阪神・淡路大震災27年に寄せて

阪神・淡路大震災27年。犠牲者6434人、家屋全半壊(焼)約47万世帯。しんぶん赤旗に塩崎賢明神戸大学名誉教授「『創造的復興』の名で神戸空港など開発やインフラ中心の復興がすすみ被災者救済が軽視された結果、借り上げ復興住宅の強制退去など『復興災害』が起きた」自己責任の政治変える誓い改めて

皆様のご意見・ご要望をお寄せください。要求実現のため一緒に力を合わせていきましょう!

〒365-0031 鴻巣市ひばり野1-30-18 ☎048-542-7072 FAX048-542-7101 携帯090-2553-5215

ホームページ 公式ウェブサイト <http://www.takeda-etsuko.com>



憲法改悪許さない運動を大きく

日本国憲法について考えましょう。自民党憲法改正案から見てくるもの・・・

今年の夏の参議院選挙は、コロナ対策をはじめ、暮らし、経済、気候危機打開など大事な問題が争点となると思います。合わせて、憲法問題も大争点となると思います。

日本国憲法第96条、〔憲法改正の発議、国民投票及び公布〕

「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする」と謳っています。

今、衆議院では、自公+日本維新の会で既に3分の2を占めています。憲法改悪させないために、日本共産党は頑張っています。

現在の日本国憲法と自民党の改憲案の中身を検証していきます。

国防の名で、戦争する国づくりになることを危惧します。

現行憲法

第2章 戦争の放棄

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



自民党憲法改正案

第2章 安全保障

(平和主義)

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍)

9条の2 我が国の平和と独立並びに国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第1項に規定する任務を遂行するための活動ほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命も若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前2項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務に実施に伴う罪または国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所をおく。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

(領土等の安全等)

第9条3 国は主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、海域及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。